

## 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また女性の活躍、キャリア形成ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2 内 容

目標1：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。  
また、常勤雇用の労働者の法定時間外及び法定休日労働時間の削減に努めワークライフバランスを実現する。

<対策>

- 令和7年4月～
  - ・ノー残業デーの実施（月1回）
  - ・所定外労働の現状を把握（勤怠報告）
  - ・所属長を通じ職員に周知（所属長会議）
  - ・管理職への研修（年1回）
- 令和8年4月～
  - ・常勤雇用労働者の月平均で法定時間外及び法定休日労働時間の合計時間数を20時間未満とする

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～
  - ・年次有給休暇の取得状況の実態把握（勤怠報告）
  - ・所属長会議での検討（取得促進の周知）
  - ・計画的な取得に向けた管理職研修の実施

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行う。また、男性労働者の取得率向上を図るべく情報提供を行う。

<対策>

- 令和7年4月～
  - ・法に基づく諸制度の調査
  - ・制度に関するパンフレット等を配布
  - ・状況把握に努め制度を取得しやすい風土を作る

目標 4 : 育児休業を取得予定者及び育児休業から復職者並びに早期離職者の  
軽減措置として若手職員に対するメンター制度導入を検討する。

- 令和 7 年 7 月～ ・ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和 7 年 9 月～ ・ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
- 令和 7 年 9 月～ ・ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 5 : 子の看護休暇制度の対象となる子の年齢改正の周知（子の対象年齢  
の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中  
抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の  
途中で再び戻ること）で取得できる制度など）。

- 令和 7 年 4 月～ ・ 制度の導入（規程の一部改正）、社員への周知

目標 6 : 管理職（課長級以上）に占める女性割合を 15%以上にする。

< 対策 >

- 令和 7 年 4 月～ ・ 研修プログラムの検討
- ・ 管理職候補の中堅職員を対象とした研修の実施
- ・ 新任管理職に対する支援の充実